

1. 後発医薬品使用促進の目標の前倒し、積み上げ（80%以上）
  - ① 2020年度末までに後発医薬品使用を80%以上とする。2014年度末で既に約80%に達成している薬局が見受けられることや、後発医薬品の現状の生産体制及び今後の増産計画等からの後発医薬品の供給能力面からも十分に可能な目標である。
2. 後発医薬品使用促進の目標を数量ベースから金額ベースに、又は金額目標の併記
  - ① 現状では高薬価の後発医薬品への変更が殆どを占めているため、後発医薬品への変更が進む割には財源効果が薄いため、金額での削減目標を定めるとともに、後発医薬品の薬価算定方法の見直し等の対策が必要と思われる。  
尚、後発医薬品の薬価算定方式の見直しにあたっては、最低薬価など低薬価品目が不採算にならないよう配慮が必要と考える。
3. バイオシミラーの促進について
  - ① 使用促進のための環境整備が必要と考える。又その性質から、後続医薬品といえども高薬価が予測されるため、先発品との開発方法の違いや使用期間、将来市場の規模等を勘案の上、病院への使用インセンティブの導入、個別品目ごとの目標値設定などの施策が必要と考える。
4. 診療報酬上の評価について（2016年4月）
  - ① 後発医薬品の使用目標（80%）を見据えた DPC 病院における評価（機能評価係数Ⅱ）設定の変更及びそれに伴う評価が必要と考える。
  - ② DPC 病院以外の病院及び診療所の後発医薬品使用（処方）の更なる評価の導入、または、設定した数量に達しない場合の減算などの対策が必要と考える。
5. 調剤報酬上の評価について（2016年4月）
  - ① 後発医薬品の使用目標にあわせた後発医薬品調剤体制の評価の見直し（65%⇒85%）
  - ② 患者への後発医薬品情報の評価（薬剤服用歴管理指導料への加算等）の導入が必要と考える。後発医薬品に関する情報提供は、薬効や副作用、服用方法以外に同一成分の複数後発医薬品の比較情報や品質情報が重要なため、患者に提供する情報が多岐にわたることや情報入手等の事前の準備に手間がかかることから、別途調剤報酬上評価が必要と考える。

6. 処方箋様式の変更による「変更不可」対策の強化
  - ① 現状、後発医薬品使用の大きな妨げとなっているのが処方箋の「変更不可」記載である。「変更不可」処方箋が約23%ある現状が続くならば、このことのみで80%目標の達成は不可能となる。
  - ② 特に一般名記載でありながら一般名の後に後発医薬品メーカー名等を記載して「変更不可」としたり、後発医薬品を処方しながら「変更不可」とする等の例が多く見受けられるため、処方箋記載方法の見直しや療養担当規則の強化など、それらを防ぐ方策が急がれる。
7. 保険者毎の後発医薬品使用促進を含む医療費適正化目標の設定について
  - ① 国保を含む保険者毎に独自の目標値を設定する。
8. 公費毎の後発医薬品使用促進を含む医療費適正化目標の設定について
  - ① 国民の医療費、負担が増加する中、今後も公費医療扶助制度を継続していくため、高額療養費制度、難病指定疾患、生活保護法による医療扶助など、公費制度毎に独自の後発医薬品使用目標値を設定する。
9. 医薬品産業、薬価算定に対する考え方
  - ① 医薬品産業の活性化と後発医薬品使用促進を両立させるため、新薬の薬価については特段の配慮が必要と考える。
  - ② 長期収載品の適正薬価のありかたを検討する。
  - ③ 後発医薬品の適正薬価のありかたを検討する。
  - ④ バイオシミラーを含むバイオ医薬品の開発・審査・使用に関する制度設計及び薬価算定方法の見直し、さらに、高薬価医薬品の保険給付方法の見直しを早急に検討する。
10. 安定供給について
  - ① 市場への安定供給ができない、または発売後一定期間内に後発医薬品の販売を中止した企業に対して、罰則を設ける等対策が必要と考える。(ただし、M&A等により同一企業による同一成分の製品の重複が発生した場合の販売中止など、特に問題が無い場合を除く)
11. 先発医薬品とジェネリック医薬品の添付文書情報の共通化についての提言
  - ① 先発医薬品とジェネリック医薬品の添付文書情報を比較したとき、臨床成績を中心に情報量に明らかな差異が存在する。現在は先発医薬品が存在するため、特に問題がないが、今後、ジェネリック医薬品の普及が高まるとともに先発医薬品の販売中止が増加することが予想され、その時点において、添付文書の情報量格差が解消されていない場合、医療現場にて情報を収集することが困難になることが考えられる。ジェネリック医薬品を推進していくために、添付文書をはじめとした各種情報については先発医薬品、ジェネリック医薬品に関わらず共通化する必要がある。

## 1 2. その他

- ① 後発医薬品使用促進に係る薬局調査について  
定点調査による調査を導入することが望ましい。
- ② 医療保険データ（ビッグデータ）の解析による後発医薬品使用促進  
薬効分類別後発医薬品使用実態や年齢階層別後発医薬品使用実態な  
どの詳細を集計分析して、それにより詳細な後発医薬品使用促進の方  
法を検討する。
- ③ 医療費適正化計画との連携を検討する